

魚津市告示第26号

魚津市立保育所一時預かり保育事業実施要綱の一部改正について

魚津市立保育所一時預かり保育事業実施要綱（平成23年魚津市告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月20日

魚津市長　　村椿　　晃

第6条中「午前9時から午後5時まで」を「午前8時30分から午後4時30分」に改める。

第13条の見出しを「（費用負担）」に改め、同条中「以上の」を「を超える」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 利用児童が、実施園の提供する給食を利用するときは、前項の金額に給食の利用に係る負担金として200円を加算した額を徴収するものとする。
様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第10条関係）

様

年 月 日

魚津市立 保育園 園長 印

一時預かり保育承認通知書

申請のありました、一時預かり保育について次のとおり承認します。

児童の氏名及び 生年月日	年 月 日 生
一時預かりを実施 する保育園名	魚津市立 保育園
一時預かり保育 利用料	半日（4時間以内） 1,000円 1日（4時間を超える） 2,000円 ※給食を利用した場合 別途200円

備考 一時預かり保育申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにそ
の旨を届け出ください。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。